

## 別記1 登録の基準

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある 林業経営者	育成経営体	
1-(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p>	生産量増加の目標又は生産性向上の目標を有する。	同左	<p>・現在の生産量の大小や現在の生産性の高低は問わない</p> <p>【一定の割合、水準】</p> <p>①生産量 5,000 m<sup>3</sup>/年未満は2割（5年）増加・1割（3年）増加、生産量 5,000 m<sup>3</sup>/年以上は現状以上の増加</p> <p>②主伐生産性 11 m<sup>3</sup>/人日未満は2割（5年）向上・1割（3年）向上、主伐生産性 11 m<sup>3</sup>/人日以上は現状以上の向上</p> <p>③間伐生産性 8 m<sup>3</sup>/人日未満は2割（5年）向上・1割（3年）向上、間伐生産性 8 m<sup>3</sup>/人日以上は現状以上の向上</p>
1-(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>①作業日報の作成・分析による進捗管理</p> <p>②生産工程の見直し</p> <p>③作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>④製材工場等需要者との直接的な取組</p> <p>⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷</p> <p>⑥森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等原木の安定供給・流通合理化等</p>	基準項目のいずれかに取り組んでいる。	基準項目のいずれかに取り組んでいる。又は取り組む意向を表明している。	
1-(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること。	取り組んでいる。	取り組んでいる又は取り組む意向を表明している。	例：伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等 今後取り組むものも含む。（具体内容を記述）
1-(4) 主伐後の再造林の確保	<p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的<sup>*1</sup>に実施する体制を有すること。</p> <p>②主伐後に適切な更新<sup>*2</sup>を行うこと。</p> <p>ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	基準項目の両方に取り組んでいる。	基準項目の両方に取り組んでいる。又は、取り組む意向を表明している。	<p>※1 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることを指す。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、契約書等の連携した実績等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>※2 市町村森林整備計画や長野県主伐・再造林推進ガイドライン等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。</p>

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある 林業経営者	育成経路 育成経路	
1-(5) 生産や 造林・保育の 実施体制の確 保	素材生産又は造林・保育に関して 3年以上 <sup>※3</sup> の事業実績を有する こと、又は所属する現場作業員の 現場従事実績等が3年以上であ ること。	事業実績 3年以上	事業実績 1年以上	※3 ここでいう3年は連続している 必要はない。
1-(6) 伐採・造 林に関する行 動規範の策定 等	伐採と造林の一体的かつ適切な 実施に向けて民間事業者が遵守 すべき行動規範の策定等 <sup>※4</sup> を行 なっていること。	策定している。	策定している 又は策定する 意向を表明し ている。	※4 民間事業者が専門家の指導等 を受けつつ、個別に行動規範を策定す ることのほか、所属する業界団体や 都道府県・市町村等が策定した行動 規範やガイドライン等の遵守を約束 することを含む。 ※5 行動規範やガイドラインには、 長野県主伐・再造林推進ガイドライ ンを留意することや、伐採前の現地 確認の徹底等誤伐の未然防止を図る 措置を盛り込み、遵守されているこ とを確認する体制を整備することが 望ましい。(参考：県雛形様式参照)
1-(7-1) 現場 職員の常用 化、給与安定 化、社会保険 制度の加入等	①常時5人以上の就業者を雇用 する事業所での雇用管理者の 専任、及び専任された雇用管理 者の資質向上を図るための研 修受講の実施 ②雇用時に事業主の氏名又は、名 称、雇用期間等を記した雇用通 知書の交付の実施 ③社会保険制度（健康保険、厚生 年金、雇用保険）への加入 ④退職金制度の導入・加入 ⑤定期的な健康診断の実施 ⑥必要な知識・技能を身に付け る教育訓練の計画的な実施 ⑦月給制の導入や休日・休暇制度 の充実 <sup>※5</sup> ⑧職員のキャリアアップ制度の 導入 <sup>※5</sup>	基準項目の全 てに取り組ん でいる。	基準項目①～ ④の項目全て に取り組んで おり、 基準項目⑤～ ⑧の項目全て 取り組んでい るか又は取り 組む意向を表 明している。	※6 今後取り組むものも含む。(具体 内容を記述)
1-(7-2) 労働 安全対策	①リスクアセスメントの実施 ②防護具等の着用の徹底 ③作業現場の安全巡回 ④現場作業員等に対し、労働安全 衛生法に基づく安全衛生教育 を行っていること。 ⑤労働安全コンサルタント等専 門家による安全診断・指導等、 安全対策の実施(過去5年～今 後3年) ⑥労働災害補償保険に加入(一人 親方等の特別加入を含む。)	基準項目の全 てに取り組ん でいる。	基準項目①～ ④の項目全て に取り組んで おり、 基準項目⑤～ ⑥に取り組ん でいるか又は 取り組む意向 を表明してい る。	

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある 林業経営者	育成経営体	
1-(8) コンプライアンスの確保	<p>①業務に関連して法令を違反し、代表役員等<sup>※6</sup> や一般役員等<sup>※7</sup> が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われていると認められない者</p> <p>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④策定した行動規範等に違反したと認められる者</p> <p>⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>※8</sup></p>	基準項目のいずれにも該当しない。	同左	<p>※7 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※8 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※9 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>
1-(9) 常勤役員の設置	(法人の場合)常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	設置している。	—	
2 経理的な基礎	<p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である<sup>※9</sup> こと。</p> <p>②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること</p>	基準項目の両方を満たしている。	—	<p>※10 具体的には以下のような状態を指すものとし、これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、直近の事業年度において債務超過でないこと及び直近の3事業年度において経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が1回以上プラスになっていること。</li> <li>・個人の場合、直近の年の資産状況において資産が負債を上回っていること及び直近3年間において所得税の納付実績が1回以上あること。</li> </ul>